

販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

中小企業庁 平成 27 年度補正予算事業

# 小規模事業者持続化補助金 受付のご案内

- ☆ **経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し原則50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が交付されます**  
※ 雇用を増加させる取り組み、買い物弱者対策の取り組む事業者、海外展開に取り組む事業者に対しては上限 100 万円
- ☆ **計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます**

## 《補助金の主な概要》

### ○補助対象者

常時使用する従業員数が、卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）は5人以下、製造業その他・サービス業のうち宿泊業・娯楽業は20人以下

※小規模事業者者[商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成5年法律第51号)第2条を準用]

※前々回(平成25年度補正/平成26年度実施)前回(平成26年度補正/平成27年度実施)の持続化補助金の採択交付決定を受け、かつ補助事業を実施した事業者は、前々回、前回の補助事業と異なる内容であれば申請可能

※複数の事業者が共同して申請することも可能。

### ○対象となる事業

経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路拡大等のための事業

《対象となる取り組みの例》

#### ①広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布

#### ②集客力を高めるための店舗改装

・幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

#### ③商談会・展示会への出展

・新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展

#### ④商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

### ○補助対象経費

機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費、(買い物弱者対策事業の場合に限り)車両購入費

## ○補助率・補助額

・補助率 補助対象経費の2/3以内

・補助額 上限50万円

※雇用の増加を伴う取り組み、買い物弱者対策の取り組む事業者、海外展開に取り組む事業者は 上限100万円

※複数の事業者が連携する場合は 「1事業者あたりの補助上限額」×連携小規模事業者数  
(但し、500万円を上限)

## ○手続きの流れ

### ①小規模事業者持続化補助金の詳細、公募要領の確認

(必ず下記からダウンロードしてご確認ください)

<http://h27.jizokukahojokin.info/>

### ②申請書類作成

(必ず下記から申請書類をダウンロードしたものを使用してください)

<http://h27.jizokukahojokin.info/index.php/sinseiyousiki/>

### ③大阪商工会議所各支部へ補助金申請について相談

**◎申請には各地商工会議所が発行する「事業支援計画書」(様式4)が必要  
です。お早目に(5月6日(金)まで)下記支部へご相談ください。**

※大阪市外の事業者の方は、お近くの商工会議所・商工会にお問い合わせください。

※公募要領に定めるとおり、社外の代理人のみによる相談・様式4の交付依頼は受付できません。

※5月6日(金)以降にご相談の方は、日本商工会議所への補助金申請書類提出期限に間に合わない可能性がありますので、予めご了承のうえ、お早目にご相談ください。

### ④申請書類の完成

※計画の作成や販路拡大の実施の際、商工会議所の指導・助言を受けられます

### ⑤申請書類の送付

日本商工会議所補助金事務局へ、商工会議所にて発行された「事業支援計画書」(様式4)とあわせて申請書ほか必要な書類を送付

**◎補助金申請書類提出期限**

**5月13日(金)  
【当日消印有効】**

○採択結果公表

7月上旬

○採択事業者へ補助金交付決定通知書発出 ※交付決定通知受領後から補助事業開始	7月中旬以降順次
○補助事業の完了期限	交付決定通知受領後から 11月30日(水)まで
○実績報告書提出期限	各補助事業者が事業を完了(補助対象経費の支払いまで含みます)した後、30日を経過する日、または平成28年12月12日(月)までのいずれか早い日まで

【\*】経費明細表等に訂正が無い場合には7月中旬以降順次、経費明細表等に訂正がある場合には訂正後に順次交付決定通知書が発出されます。

## ○同補助金についてのお問い合わせは、大阪商工会議所各支部まで

来所の際には必ず申請書類(特に「(様式2)経営計画書」、「(様式3)補助事業計画書」)のコピーをご持参ください。

淀川区、東淀川区、西淀川区、北区、福島区の方は…

北支部 (北区西天満 5-1-1 ザ・セヤマビル 3階) ☎ 6130-5112  
<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/kita.html>

都島区、旭区、城東区、鶴見区、東成区、生野区の方は…

東支部 (都島区東野田町 4-6-22 ニッセイ京橋ビル 2階) ☎ 6358-6111  
<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/higashi.html>

中央区の方は…

中央支部 (中央区本町橋 2-8 大阪商工会議所ビル 2階) ☎ 6944-6433  
<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/chuo.html>

此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西成区の方は…

西支部 (西区立売堀 4-2-21 銀泉阿波座ビル 1階) ☎ 6539-1666  
<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/nishi.html>

天王寺区、阿倍野区、東住吉区、平野区、住之江区、住吉区の方は…

南支部 (天王寺区堀越町 13-18 銀泉天王寺ビル 5階) ☎ 6771-2211  
<http://www.osaka.cci.or.jp/s/map/minami.html>